

平成27年度 第26回 役員会議事要旨

日 時 平成28年2月10日（水）10時30分～12時10分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，吉田理事

陪席者 佐々木監事，北村監事，只木評価室長

○ 学長から第20回から第25回役員会議事要旨について確認の依頼があった。

1 審議事項

- (1) 大学機関別認証評価結果（案）及び大学機関別選択評価結果（案）について
学長から，本件について，平成28年1月26日付で大学評価・学位授与機構から通知のあった大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価（選択評価事項B）の評価結果（案）に対する意見申し立ての有無及び事実誤認の有無について審議する旨説明があり，後藤理事から，受審結果はいずれも良好な評価を得たとの発言があった。
次いで，只木評価室長から，評価室において分析した結果，大学機関別認証評価結果（案）及び大学機関別選択評価結果（案）に対し意見の申し立ては行わない旨説明があり，審議の結果，了承された。なお，只木評価室長から，軽微な字句修正については，最終的には学長一任とする旨発言があった。
- (2) 学部等の自己点検・評価結果を大学運営の改善に反映させるマネジメントサイクルについて
学長から，本件について，学部等の自己点検・評価結果の検証を行うものである旨説明があった。
次いで，後藤理事から，本件は中期目標の達成状況等を含め，自己評価，PDCAサイクルを回している根拠資料とする旨発言があり，只木評価室長から各部署が行った自己点検評価を最終的に役員会で検証するものであり，検証の結果，改善状況が不十分な取り組みについては改善を求めるものとする旨説明があった。なお，検証の対象となっていない研究センター等については次年度以降の課題とするとされ，審議の結果，了承された。
- (3) 「佐賀大学プロジェクト研究所」の新規認定について
学長から，本件について，新たに申請があった「佐賀大学プロジェクト研究所」の認定について審議するものである旨説明があった。
次いで，門出理事から新規申請の「メディカル・イノベーション研究所」について説明があり，審議の結果，了承された。
- (4) その他

特になし。

2 協議事項

- (1) 全学的組織再編等に伴う国立大学法人佐賀大学基本規則等の一部改正等について

学長から、本件について、全学的な組織再編に伴い、関係規則等の制定及び所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで、総務課長から平成28年4月1日における教育学部、芸術地域デザイン学部、学校教育学研究科（教職大学院）及び地域デザイン研究科の設置に伴い、所要の改正及び制定（国立大学法人佐賀大学基本規則 外10件）を行う旨、全学教育機構のカリキュラム改訂（共通教職科目区分の新設、初修外国語・共通基礎科目区分の見直し）に伴い、所要の改正（佐賀大学学則 外3件）を行う旨、工学系研究科博士前期課程の入学定員の振替に伴い、所要の改正（佐賀大学大学院学則）を行う旨、基本規則、学則、大学院学則、学位規則、教育学部規則、芸術地域デザイン学部規則、大学院学校教育学研究科規則及び大学院地域デザイン研究科規則は、改正等の後、新学部・新研究科の設置に伴う教職課程認定申請の関係から、3月11日（金）までに、文部科学省へ提出が必要である旨の説明があり、協議の結果、了承され、直近の教育研究評議会、及びその後の役員会で審議することとなった。

- (2) 佐賀大学教員組織編制基本方針案について

学長から、本件について、平成30年4月の教員組織と教育組織の分離に向けた、教員組織編成の基本方針案について協議するものである旨説明があった。

次いで、企画評価課長から教員組織（講座）を廃止して、新たな教員組織として教育研究院（仮称）を設置すること、原則、全ての教育職員は、教育研究院（仮称）に所属すること、教育研究院（仮称）にて教員候補者の選考など教員人事を一元的に行い、適切に教育研究組織に配置すること、配置する専任教員は、関係法令の基準を充たすことはもとより、年齢構成等にも配慮すること、教員の個人評価については、配置した学部・研究科等と連携・協力して、教育研究院（仮称）において実施すること及び今後のスケジュールについて説明があり、協議の結果、了承され、2月19日（金）の教育研究評議会において意見伺いを行い、再度3月18日の教育研究評議会にて審議し、その後の役員会で審議することとなった。

- (3) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

学長から、本件について、平成27年の人事院勧告により改正する佐賀大学役員報酬規程の一部改正について協議する旨説明があった。

次いで、人事課長から改正の概要について説明があり、協議の結果、了承され、経営協議会（書面審議）、及びその後の役員会で審議することとなった。

(4) 平成27年人事院勧告への対応に伴う就業規則の改正について

人事課長から、本件について、人事院勧告に基づく、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、国家公務員に準拠する本学の基本方針に基づき、職員給与規程の一部改正を行うものである旨説明があり、協議の結果、了承され、経営協議会(書面審議)、及びその後の役員会で審議することとなった。

(5) eラーニングスタジオの見直し等に伴う全学教育機構組織の改組について

滝澤理事から、本件について、全学教育機構の支援組織として、eラーニングスタジオを新たに「コンテンツ共創ラボ」として再編し、デジタルコンテンツの開発その他の教育支援を行うこと、既存の情報通信技術活用教育支援室は、ネット授業や情報通信技術を活用した教育の実施支援等を行うことについて、また、関連規則等の改正、廃止について説明があり、協議の結果、了承され、直近の教育研究評議会、及びその後の役員会で審議することとなった。

(6) 「研究推進戦略」について

門出理事から、本件について、佐賀大学総がかりの研究マネジメント改革、組織的研究力の強化・向上、アウトリーチ活動(研究成果の公開活動)の推進の3つの柱から構成し、第3期中期目標期間(平成28～33年度)において特に重点的に推進すべき事項を「研究推進戦略」として策定する旨の説明があり、協議の結果、了承され、直近の教育研究評議会、及びその後の役員会で審議することとなった。

(7) その他

特になし。

3 報告事項

(1) 平成27年度就職内定状況について(平成28年2月1日現在)

就職支援課長から、平成28年2月1日現在の就職内定状況について報告があった。

(2) その他

特になし。

4 その他

特になし。

以上